平成２９年（フ）第５５０号
埼玉県川越市新宿町５丁目13番地36　（新宿団地８―101号室）
破産者　秋元　治男
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６６５号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田56番地７
破産者　渡辺　孝雄
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３９２号
横浜市港南区野庭町711番地17　クレスト上永谷105
破産者　吉川　哲也
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５２号
神奈川県足柄上郡開成町中之名16番地　フィデール星南205、前住所神奈川県足柄上郡開成町吉田島1783番地２
破産者　斎藤　健太（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第６５号
神奈川県秦野市平沢872番地の７
破産者　平川　　誠
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３６号
岐阜市加野１丁目36番６号、前住所岐阜市北山３丁目９番20号
破産者　永星　敦也
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３００号
岐阜市茜部野瀬２丁目34番地２（セントラルハイツ野瀬ＥＡＳＴ　203号室）
破産者　岩井　順造
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第３０号
岐阜県本巣市上真桑711番地10
破産者　大島　忠則
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５３号
岐阜市上川手259番地２
破産者　岡村亨こと　姜　　亨柱
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５４号
静岡県富士宮市大中里816番地の１　サンベール榎田Ｂ102号室
破産者　前山　美治
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１８３３号
愛知県春日井市八幡町35番地１　ニューブラウンハイツ301号、従前の住所愛知県春日井市上条町３丁目141番地４、愛知県春日井市西高山町２丁目12番地２
破産者　ハグスポーツこと　飯塚　　徹
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９８５号
愛知県東海市富貴ノ台１丁目139番地　サンモールⅡ101号、従前の住所長野県松本市野溝西２丁目６番55号
破産者　相原　寛志
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０８４号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地47　グローリアス和合西101号
破産者　明石　政之
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９２号
大阪府吹田市佐井寺３丁目12番36―405号
破産者　深見　圭一
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３７号
神戸市灘区篠原台８番35号、前住所神戸市灘区六甲台町７番19―602号
破産者　清水工業こと清水こと　中野しのぶ
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９０号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目８番20―402号
破産者　平岡　義輝
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０７号
兵庫県尼崎市浜田町５丁目50番地の２　ロジュマンヴェール401、開始決定時の住所兵庫県三田市中町17番11号
破産者　なごみや井丸三田店こと　前田　尚範
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０８号
兵庫県尼崎市浜田町５丁目50番地の２　ロジュマンヴェール401、開始決定時の住所兵庫県三田市中町17番11号
破産者　前田　菜宇（旧姓古館）
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４号
和歌山県海南市船尾81番地
破産者　湊　　秀子
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係